

滋賀医科大学医学部附属病院医療安全監査委員会規程

平成 29 年 2 月 14 日制定

令和 元年 5 月 31 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号、以下「施行規則」という。）第 15 条の 4 第 2 号の規定に基づき、滋賀医科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の適正な医療安全管理体制を確保するため、その組織及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 学長は、前条の目的を達成するため、滋賀医科大学医学部附属病院医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について確認し、監査することとする。

- (1) 医療に係る安全管理についての業務方法書及び規則等の整備状況に関すること。
- (2) 関係法令、業務方法書、規則等に基づく業務の実施状況に関すること。
- (3) 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の行うべき業務の状況に関すること。
- (4) 医療安全管理部の体制及び業務の状況に関すること。
- (5) 医療安全管理委員会の業務の状況に関すること。
- (6) その他本院における医療安全管理体制に関すること。

2 委員会は、監査を実施するにあたり、病院長及び担当者から報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことができる。

3 委員会は、必要に応じ、学長又は病院長に対し、是正措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

4 委員会は、監査の結果を公表するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療に係る安全管理に関する識見を有する者 若干名
- (2) 法律に関する識見を有する者 若干名
- (3) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者 若干名
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第 1 号から第 3 号の委員は、本院と利害関係のない外部の者とする。

3 第 1 項各号の委員は、学長が委嘱する。

4 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号から第3号に掲げる委員のうちから学長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、前条第1項第1号から第3号に掲げる委員のうちから学長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委員会の開催と運営)

第8条 委員会は、年2回以上開催し、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第1項第1号から第3号に掲げる委員のうち2名以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員等の責務)

第9条 委員会委員及び委員会の事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、クオリティマネジメント課において処理する。

2 委員会に関する業務は、必要に応じて医療安全管理部が協力するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年9月18日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。